

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
視察・ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年1月20日（月）12:55～15:10

2 場 所

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO (Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka)

3 内 容

(1) 所内施設の視察

(2) ヒアリング

「性暴力被害者を支援するとは」性暴力救援センター・大阪 SACHICO からの報告

(3) 質疑応答

4 配布資料

資料1 ヒアリング資料

「性暴力被害者を支援するとは」性暴力救援センター・大阪 SACHICO からの報告

資料2 「法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書」（性暴力救援センター全国連絡会）

資料3 2018年度性暴力救援センター・大阪 SACHICO「電話相談・来所相談」統計

5 概 要

(1) 性暴力救援センター・大阪 SACHICO（以下、「SACHICO」という。）の施設の視察を行った。SACHICO は、社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院（以下、「阪南中央病院」という。）内にある病院拠点型のワンストップ支援センターである。

(2) 加藤治子・SACHICO 代表（産婦人科医）から、資料1に基づき、性暴力被害の現状等について説明を受けた後、雪田樹理・SACHICO 理事（弁護士）から、資料2に基づき、刑法改正の要望に関する説明を受け、質疑応答を行った。

6 視察結果

SACHICO は、阪南中央病院内に設置されたいわゆる「病院拠点型」のワンストップ支援センターであり、その事務所内には、コーディネーター・支援員が勤務する事務室、相談対応室及び診察室が設けられていた。

事務室では、支援員が24時間体制のホットラインの電話対応を行っているとのことであり、同室内には、電話対用の事務スペースや、相談記録等が保管されていたほか、相談者から採取した膣内容物等の証拠物を保管するための冷凍庫が設置されていた。

相談対応室にはソファとテーブルが置かれており、ここで支援員がSACHICOに来所した相談者からの聴き取りを行い、その後、必要に応じて診察を行うとのことであった。

診察室には、産婦人科用の診察台が設置されているほか、薬物を使用された疑いがある場合のための検査キットや、速やかに処方できるよう、緊急避妊薬等が保管されていた。

7 説明及び質疑応答の要旨

(1) 性暴力被害の現状等（加藤代表から）

< 1) 性暴力被害は疾患か >

- 私たち（SACHICO）が病院拠点型のワンストップ支援センターの取組を始めたのは、そもそも「性暴力被害は疾患である」と考えているからである。ICD-10という国際疾病分類では、性的被害を「性的虐待」として、子どもも老人も性別の区別なく、「虐待」と分類している。産婦人科医師は、女性・女児のほか男性も診察するが、性虐待によって生じた心身の回復と健康な性の回復を図る役割が求められている。
- セクシュアルリプロダクティブライツ（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）という概念は、「性と生殖に関する権利」をいうものであり、幸福追求権を保障する憲法13条に照らし、人格権を構成する権利として尊重されるべきであるとした裁判例もある。
- 「ワンストップ支援センター設置の促進」は、第4次男女共同参画基本計画における「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の項目の「性犯罪への対策」に記載されている。しかし、実際には、ワンストップ支援センターでは、性犯罪だけでなく、DV、ストーカー被害、子どもの性被害、売買春など、様々な事案の被害者支援に対応している。
- 国連は、性暴力を「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」

と定義しており， 私たちも性暴力をこのような定義で捉えて支援を行っている。

< 2) 性暴力被害の現状 >

- SACHICO では， 被害直後からの総合的支援を掲げ， 24 時間体制でのホットライン， 支援員の常駐による支援， 産婦人科救急医療を行うとともに， 継続的医療や， 警察， 弁護士， カウンセラーなど必要な機関との連携を行っている。 病院拠点型の役割としては， 緊急避妊対策や外傷診療など初期対応が重要である。 時間と共に外傷が消えることもあり， 緊急避妊も含めて 72 時間以内に対応できるかどうか， 一つのメルクマールである。 また， 被害状況の聴き取りとカルテへの記録， 膣内容物や尿などの証拠採取と保管も重要であり， これらの対応が病院拠点型のワンストップ支援センターに求められている。
- SACHICO では， 開設以来 9 年間（2010 年 4 月から 2019 年 3 月までの間）の延べ件数で電話件数が 34,117 件， 来所延べ件数が， 7,940 件， 一人の方が複数回来られているので， 実人数（カルテを作成した者）としては， 2,130 人である。 被害内容について， SACHICO では， 誰からの被害であるかによって， 被害者の心身に与える影響や回復のための取組が違ってくるという観点から， 「他人からの被害」を「レイプ・強制わいせつ」， 「家族からの被害」を「性虐待」， 「パートナーからの被害」を「DV」， 「不特定多数の者との性的行為」などの被害を「その他」と分類している。
- 9 年間に初診した 2,130 人の被害の内訳を年別に見ていくと， 性虐待は児童相談所（以下， 「児相」という。）から連れてこられるパターンが多いが， ここ 3 年は年間 70 人を超えており， 2018 年は 89 人となっている。 親などの監護者による被害だけでなく， 兄弟や叔父等による被害も含めた数字である。 DV は， 数自体は多くはないが， 来所する方の約半数近くが望まぬ妊娠をして相談に来ている。「その他」の多くは， SNS 等につながった相手からの性被害であり， 中学生程度の年齢の子どもが多い。
- 2,130 人を年齢別に見てみると， 未成年が 60%， 20 歳代が 23%と若年層が 83%を占める。 他方， 高齢者層の被害も一定程度あるが， 例えば， 認知症の方は， そもそも被害を認識しにくい， 被害を供述できないといったことも考えられるので， 被害が潜在化していると考えられる。 高齢社会を迎えるに当たって， 施設職員や同じ施設利用者等からの高齢者の性被害についても対応を真剣に考える必要が

ある。

- 「レイプ・強制わいせつ」の被害者 1,157 人のうち警察へ通報した人数は、9 年間で 503 人である。先に警察に行ってから SACHICO につながった被害者が 431 人、先に SACHICO に来て被害内容を聴取し、その後警察へ通報を行った人数が 72 人である。「レイプ・強制わいせつ」の被害者全体の約 56% である 650 人は警察に通報していない。
- 他の都道府県では、採取した証拠物をワンストップ支援センターではなく警察で保管するところが多いが、SACHICO では、設立当初から、冷凍庫を設置して証拠物を保管している。相談者に対しても、警察への通報の有無に関わらず、証拠物を採取することができ、また、証拠物を冷凍保管することができる旨を伝えるようにしており、警察に通報しなかった被害者 650 人のうち、証拠採取に応じた人は、305 人 (46.9%) である。このうち、後日警察に通報し、証拠を提出した人数は、39 人と約 1 割である。証拠採取後、証拠提出までかかった期間は、1 か月程度が多いが、長い人は半年、1 年かかる人もいる。なお、警察に証拠物を提出した後、警察でどのように取り扱われたのかについては、フィードバックがなく、不明である。
- 「レイプ・強制わいせつ」被害のうち、薬物が使用された疑いがある事案の数は、ここ 3 年、全体の約 1 割で推移しており、増えている印象。

< 3) 他人からの強制性交等と性的虐待 >

- 2018 年度に SACHICO で初診を受けた「強制性交等の被害」（前記 2 の分類における「レイプ・強制わいせつ」被害に同じ。）を受けた 168 人の年齢分布は、10 代から 20 代に集中している。他方、年齢の高い層も一定程度いる。
- 被害を受けた 168 人の暴行・脅迫の様相をまとめたところ、「背後から口をふさがれ、倒された」、「包丁を突き付けられた」、「監禁・脅迫され殺されかけた」、「宅配便を名乗り入り込み、「殺すぞ」と脅された」など、私の判断ではあるが、明確に暴行・脅迫が用いられたと思われる事案は、168 人中 13 人程度 (7.7%)。事案の多くは、「いや」、「やめて」と拒否の気持ちと態度を示したにもかかわらず、不同意の性交をされたといった内容である。
- 被害を受けた 168 人のうち、相談までにかかった期間を見ると、被害から「72 時間以内」が、168 人中 78 人 (46.4%)、「1 週間以内」が、20 人 (11.9%)、「1 ヶ月以内」が 21 人 (12.5%)、「1

年以内」が 33 人 (19.6%) , 「1 年以上」が 16 人 (9.5%) となっている。相談までにかかった期間が「1 年以上」の 16 人のうち、被害を相談するまで、10 年以上を要したものが 3 件あった。

- 内閣府の調査（「男女間における暴力に関する調査（2017 年）」）において、成人女性の 7.8% が調査時点までに 1 回以上、「無理やりに性交等された経験がある」と答えている。警察庁の統計では強制性交等の認知件数は、年間、1,000 件から 2,000 件程度で推移しているが、前述の内閣府の調査で出ている数字から考えられる年間の被害者数と比べると、警察が認知している被害は、氷山の一角であると考えられる。
- 2017 年度及び 2018 年度の 2 年分の性虐待（家族からの被害）被害児数 161 人と家族以外（他人）から被害を受けた被害児数 135 人のそれぞれの年齢分布を比べたところ、未就学児及び小中学生の年齢においては、家族から被害を受けている事案が多いことが分かる。中高生の年齢ぐらいから他人による性被害の数が多くなっていることも分かるが、中高生の年齢においても家族による被害が多い。家族による性被害は、被害をいつ打ち明けられるか、いつ発覚するかによって、被害を受ける期間が変わってくるが、家族からの性虐待は長期間にわたって被害を受けているのが実態である。
- 家族以外(他人)からの性被害における加害者について、ほぼ同年代である小中高生による被害が多いが、SNS で知り合った人と会った際に被害に遭うケースも多い。また、全く面識のない人による被害も一定程度ある。家族からの性被害について、加害者との関係を見ると、実父、実兄・義兄、養父・義父・継父による被害が多い。

< 4) 性暴力としての DV >

- DV 被害者 203 人（9 年間の合計人数）の年齢分布を見ると、10 代、20 代もいるが、30~40 代まで被害者がいるなど、広い年代にわたって被害があることが分かる。なお、DV の件数は、夫婦間だけではなく、「彼氏・彼女」の関係で親密な交際をしている場合などを含めている。
- DV としての性暴力の特徴として、当事者（加害者・被害者双方）も社会も「夫婦間の性交は当たり前で同意はいらぬ、同意が無くても仕方がない」と思っていることが多い。また、「繰り返し、何年もの間被害が続くことが多い」、「性に関することは役所の相談窓口や配偶者暴力センター、警察に相談しにくい」、「相談をしても、「夫婦のことだから」と取り合ってくれない」といった被害の

特徴がある。

- DV 被害者による相談は、妊娠してからの来所が多く、203 人中 99 人（48.8%）と約半数が妊娠してから来所している。母体保護法においては、人工妊娠中絶を行うためには配偶者の同意が必要であるとされており、シェルター等に逃げ込んだケースの場合、離婚の協議がなかなか進まず、人工妊娠中絶の同意を配偶者から得ることが困難なケースが多い。リプロダクティブライツの観点から、本人のみの意思決定で妊娠の継続、中絶を可能とする法整備が必要である。
- < 5) その他に分類される子どもたち（性非行として連れて来られる子どもたち） >
- 性非行として来所する子どもの多くは、家出から警察に保護され、児相への送致を経て、児相において、保護された子どもが不特定多数の者と性的関係があったことなどを聴取し、児相から SACHICO につながるという流れが多い。「その他」に分類される人数は、9 年間で 138 人、特に 13～15 歳の中学生年齢の子どもが多い。
 - 2018 年度は 38 人が来所しており、その 38 人の性非行の様相をまとめると、家出をし、SNS でつながった相手の家に行ったり、援助交際を繰り返したりするケースが多い。なお、家出の場合、捜索願が出され、警察において捜索されて保護に至るので、当センターにつながっているが、同様の性非行を行っていても、家出していない場合、保護・支援につながっていない子どもたちが多くいる実態が推察される。
 - 性非行として連れて来られる子どもたちは、明らかに家庭に居場所のないケースが多い。また、事案の多くは、SNS でつながった相手による被害であるが、加害する側は、最初から性的な目的で子どもに近付いてくるところ、子どもたちは、SNS でつながった相手を相談相手と認識している場合があるため、被害の認識がないことも多い。また、SNS の特徴として、加害した側の身元が判然とせず、加害者が放置されている状況にある。またそのほかにも、知的障害のある子どもが同級生から被害に遭ったケースもあり、障害のある子どもの被害も少なくない。
 - 性非行で来所する子どもたちは、家庭の問題が原因となっていることも多いので、「困ったときにまた相談に行こうかな」、「頼っていいんだ」と認識してもらおうように、「よくきたね」、「またおいで」などと声をかけるようにしており、自らの力で安心・安全で豊かな性を選べるように見守っていくことが大事である。

< 6) 子どもの性被害は誰が診るのか >

- 2015年以降、子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けて、三者（検察、警察、厚労省（児相））の連携の下、協同面接が進められている。同取組開始以降、子どもの診察所見を産婦人科医師に求められることが増えており、今後も増えてくると認識している。
- 三者協同面接の取組（2015年～）及び刑法改正後（2017年～）、監護者の逮捕が増えている印象。いずれも SACHICO で知り得た範囲での数字であるが、開設後5年間（2010～2014年度）における性虐待事案213件（人）中、加害者（監護者）が逮捕されたのは16件（7.5%）であったところ、2017年度は、性虐待事案72件中、加害者が逮捕されたのは7件（9.7%）と割合が増え、2018年度においては、89件中加害者が逮捕されたのは16件（18.0%）と明らかに増えている。ただし、逮捕後起訴に至ったかどうかについて、全ての事案で把握しているわけではない。
- 逮捕されるケースが多くなっていることは、大きな変化と考えるが、それに伴う課題もある。例えば、医療的所見と子どもの供述が食い違う場合である。被害者が「（陰茎等の挿入は）なかった」と供述している場合でも、実際に診察すると挿入の所見が認められる場合もある。子どもからの聴取と診察をほぼ同時に行うことが理想なのだろうが、医師による診察を面接前に行うのか、直後に行うのかについては、今後考えていかななくてはならない。
- 我々産婦人科医師には、所見を正確に出す役割が求められている。日本においては、子どもの被害に係る診察を小児科医が行ったり、産婦人科医が行ったりしており、明確に誰が診るのか定まっていないうが、この度、産科婦人科学会でガイドライン案が示された。
- 同ガイドライン案では、「性虐待が疑われる女児への対応」として、「全身の外傷、外陰・膣・肛門の損傷又はその治療後に認められる所見などの医学的所見の有無を必要に応じて、確認し、診療録に記載する」、「診察時に本人が語った言葉と診察時の態度に関する情報を診療録に記載する」ことなどが示された。非常に大事なことであり、病院拠点型のワンストップセンターの医師や、協力病院の医師が研修などを通じて、ガイドラインで示されたレベルの対応ができるようになることが求められている。
- 児相における児童虐待相談対応の内容について、相談件数全体のうち「性的虐待」に分類される相談対応数は、毎年1～1.5%で推移

しており、数にすると年間約1,300～1,700件である。年々微増して推移しているように見えるが、これは、児相に通報や相談があり発覚した数字であり、潜在化している事案はまだ多いと認識している。

<7) 何が必要か>

- 産婦人科医師は、「性器を診る」というように具体的な疾患も診るが、同時に女性の「性を診る」という役割もあり、「性への傷つきに対する診断と治療」が求められている。そのため、性被害の事実の診断と記録、特に子どもの性被害に係る診療について、産婦人科医師に求められる役割は大きい。
 - 多機関連携という観点においては、ワンストップ支援センターと警察、児相、登録弁護士、学校、検察との連絡・協議が重要である。近時、警察や検察から意見書作成等の依頼がなされることもあるので、適切に対応・協力している。
 - 女性と子どもたちの性の尊厳を守り、育てるためには、性教育と人権教育が何より重要である。性教育については、学校の先生と連携し、一緒に取り組んでいく必要がある。また、性暴力被害者を支援するための根拠法が必要であると考えているほか、刑法の更なる改正に向けて是非検討を進めていただきたい。
- (2) 「法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書」について
(雪田理事から)
- SACHICO が事務局を担っている性暴力救援センター全国連絡会では、被害者の方々の実情を把握しているということで刑法改正に関する要望書(資料2)を2018年11月に作成した。
 - 同要望書の作成の際、立法事実を把握するため、全国連絡会に登録されているワンストップ支援センター12団体から寄せられた事例の調査を行った。同要望書には、被害者の同意を得られた8事例を記載しているので、参考にしていきたい。
 - 検察の統計を見ても、不起訴事例、嫌疑不十分と処理されている割合が非常に多いと感じている。性犯罪の実態を把握し、刑法改正のための立法事実を考えるに当たっては、やはり、不起訴事例について、どの要件が問題となっているのかを分析することが重要と考える。
 - 協同面接について、現場のワンストップ支援センターの人から話を聞いていると、地域によって対応がまちまちだと聞いている。成功事例もあれば、困難事例もあるようなので、どのように協同面接

を行っていくか、より実効的な制度にしていくためにも、現場であるワンストップ支援センターからも意見を発信していきたい。

(3) 質疑応答要旨

○ (Q. これまでのヒアリングで、被害を相談したり申告したりするまでに長期間を要する場合があるという御指摘があった。特に、子どもの時の被害や知り合いからの被害は、それが「被害」として認識するまでに時間がかかるという指摘があるが、SACHICO に相談に来た方の中では、被害者が被害に遭ってからワンストップ支援センターに相談に来るまでどのくらいの期間がかかっているか。)

ワンストップ支援センターが周知、認識されるようになって、72時間以内に来所することが多くなった。急性期対応という役割が果たせてきていると考える。他方、急性期の診察ではなく、過去の被害を打ち明けることで、区切りをつけたいという相談を受けることもある。実際に、数十年前の被害について打ち明ける40代～70代の方もおり、そのような場合、処罰を求めたくてもどうしようもない場合が多いので、親身に話を聞き、長期にわたり関わっていくというように対応している。このように、72時間以内、一週間以内に診察に来られる方もいれば、打ち明けるのに数十年かかる方もいる。

その中には、中学生くらいまでの間の被害を、40代になってから打ち明けた方もいる。児童虐待防止法ができた2000年以降、法律ができたことにより、自分がされてきたことが虐待に該当するのではないかと考え、長い間悩んだが、SACHICO に相談したという方もいる。

子どもの性的虐待については、子ども自身が被害を認識して開示するというプロセスではなく、周囲の大人が子どもからの聴き取りの中で変だと思うことがあり、そこから相談につながるなど、早期の段階で、あやふやな言葉から、虐待の疑いがあるとして通告がなされ、当センターの利用につながるが増えている。平成29年の刑法改正後は、(子どもの記憶を汚染するなどして供述の信用性を低くすることがないように、) 簡単に、概要だけ聞いて児相・警察につなぐという意識が高まってきた。さらに、監護者性交等罪ができて、性的虐待の被害に遭った子どもへの対応が進んでいる。

子どもが自ら性被害に気付くことができるようにし、また、加害者にもならないようにするためには、人権教育に基づく性教育及び暴力防止のための予防教育の徹底が重要であると思う。教育の場で自分のからだの大切さや嫌な触られ方をされそうになった時にどうすれば良いのかを子どもに伝え、また、教員に対しても性暴力に関

する研修をしっかりと行い、子どもの発する小さなサインを見逃さないことが被害に気付く大きなきっかけになる。

なお、性犯罪について公訴時効を延長すべきであるといった議論があるが、仮に公訴時効期間が長くなったとしても、実際には証拠は何もないし、周りの人からの聴き取りをしてもはっきりしないのではないか。私たちの役割としては、被害が被害であったことをはっきりさせ、今まで頑張って生きてこられたことを受け止めて、今、何ができるのか、相手方と対峙するのか、カウンセリングを受けて乗り越えていくのかなどを弁護士と一緒に考え、人生の再スタートをするお手伝いをしていくことになる。

○ (Q. 警察に申告しなかった理由について)

申告しないとする理由については、様々である。例えば、「親や周囲に知られたくない」、「報復、ネットの中傷などがあるかもしれない」、「職場を辞めないといけなくなるかもしれない」、「自分にも非があったかもしれない」などである。

性被害に遭って診察を受けに来た場合、その後も4～5回は来てもらうことになる。その中で警察に届けることも選択肢の一つとしてお話しする。数回来所する過程で、気持ちの整理がつき、「段々と処罰してほしいという気持ちが湧いてきた」と被害者の方が言われた場合、警察への申告からの流れについて丁寧に説明する。後から警察に届けたいと被害者が申し出るケースは多くはないが、警察に届け出るまでに大体1か月くらいはかかっている印象。中には、半年・1年かかるという方もいる。

○ (Q. 警察に申告するように被害者に働き掛ける例の有無について)

こちらから積極的に「届けた方がよい」と働き掛けることはない。被害申告することのメリット・デメリットを丁寧に説明して、本人が気持ちを整理していく過程を見守りながら、本人に被害申告の有無を決めてもらうというように対応している。

以 上